

「遺産分割のトラブルを最小限に防止でき、自分の意思が最優先される」として、遺言の作成をされる方が増えてきています。今回はこの「遺言」についてみていきましょう。

●遺産分割をスムーズに行うのに有効な「遺言」

もしあなたが法定相続分と異なる遺産分割をお望みの場合、遺言の作成なしに遺産分割をスムーズに行うことは大変困難です。

遺言がない場合、相続財産をどう分けるかは共同相続人全員での話し合いで決めることとなります。そして、この話し合いの結果を証する書面（遺産分割協議書）に相続人全員が署名、捺印（実印）をする必要があります。

また、個々の遺産の名義書換や換価処分等の承継手続きには、相続人全員の協力を得る必要があります。万が一、合意が成立しなかった場合、家庭裁判所による調停、さらには審判と骨肉の争いまで発展する可能性もあります。

現行の民法では遺言による相続が法定相続に優先します。つまり、遺言により法定相続人以外のものにも財産分けができますし、法定相続とは異なった配分ができます。また、個々の財産の具体的な割り当てを指示することもできます。特に下記のような方々は遺言を残しておくことをお勧めします。

- ★ 子供がいないので妻に全財産を贈りたい
- ★ 相続人ごとに、特定の財産を、自分の意思で指定配分したい
- ★ 特に世話になった家族や親戚、友人に財産を贈りたい
- ★ 孫にも財産の一部を贈りたい
- ★ 内縁関係にあたる方に財産の一部を贈りたい
- ★ 事業を継続させるために、財産を細分化したくない
- ★ 公益活動として、社会に役立てたい

ただし、相続人が当然取得できるものとして、民法が保証している最低限度の相続分として「遺留分」という制約があります。遺留分割合が侵害されていたら、そのことに相続人が納得していない場合、侵害している他の相続人、受遺者に対して侵害額を請求することができます。

無駄なトラブルを避けるためにも、遺留分を侵害しない遺言の作成をお勧めします。

●遺言の方式にはどんなものがあるの？

主なものに公正証書遺言と自筆証書遺言があります。

【公正証書遺言】

遺言者本人の口述に基づき、公証人が遺言書を作成する方法です。公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者および2人の証人に読み聞かせ、または閲覧させます。その筆記が正確なことを承認した後、遺言者・証人が各自署名・押印し、さらに公証人が方式に従って作成した旨を付記して作成されます。

【自筆証書遺言】

遺言者が自分で筆をとり、遺言の全文・日付を自書し、署名、押印をすることによって作成する方法です。それぞれの要件は非常に厳格で、要件を満たしていない場合、無効となる恐れもあります。また、執行のため裁判所の検認が必要となります。

下記表にそれぞれの方式の特徴をまとめましたのでご参照ください。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
証人	2人以上（相続人や遺産を受取る予定の人はない）	不要
筆者	公証人	本人
長所	<ul style="list-style-type: none">紛失・変造の恐れがない遺言が本人の意思で為されたものであることが保証される文意明瞭な問題のない遺言書を作成できる相続開始後、遺言書の検認手続きが不要	<ul style="list-style-type: none">簡単に作成でき、費用もかからない遺言書を書いたことを秘密にできる
短所	<ul style="list-style-type: none">若干の費用がかかる（対象財産額、相続人・受遺者の数に応じた所定の費用が必要）	<ul style="list-style-type: none">紛失、隠匿、変造の恐れがある形式不備、内容不備による無効の恐れがある遺言能力、他人の介在等について異議が出されやすい相続開始後、検認手続きが必要

●こんな遺言書は無効になってしまう？

自筆証書遺言は、遺言者本人の自筆で書かれるのが原則です。下記のような遺言書は無効になってしまいますのでご注意ください。

- ★ パソコンやワープロで作成したもの
- ★ ビデオやテープレコーダーで遺言内容を録画・録音したもの
- ★ 夫婦が共同で遺言したもの
- ★ 作成した日付が書かれていないもの
- ★ 他人の手でかかれたもの など

また、遺言者以外の方が遺言書を悪用する目的で改ざんした場合、もとの遺言書そのものは有効で、改ざんされていないものとして扱われます。改ざんを相続人がした場合には、その相続人は相続の開始時点でさかのぼって相続人の資格を失うこととなります。

そういった面而言えば、法的に有効な遺言を作成でき、公証人役場で保管してもらえるため改ざんの恐れのない公正証書遺言をおすすめします。

●遺言書の作成は心身ともに健康なうちに・・・

遺言を書くなんてまだ早いとお思いのかたも多いかと思いますが、意思伝達に支障が出てから作成した遺言書は、相続開始後に争いの種になりやすいものです。遺言書はいつでも書き直しができますので、自分の意思を残すために、遺言書は心身ともに健康なうちに作成することをお勧めします。